

る宿傳とを黙過すべからずとし、六名の除名を認容せざる
のみならず、何等反省の色なき彼等の行動に對しては最早
軍府の台協的態度でなく、例へ同一労働階級の名に於ての
運動とはさへ、積局的に労働組合運動の今日の弊害として
除去すべしとなり、彼等の属する五組合全部を除名するに
至つた。

除名賛成 二十一票
除名反對 十一票

我等は此の問題を斯の如く処理するに當り、今日迄我等
の存し来りし大なる取獲を失ふもの存る事は知つてゐた
然し労働組合運動に取つて最も必要なる統制を故意に攪乱
し、無産階級の道徳的情操を殺して行く様なことは断じて
許すべしとて在いと信ずると同時に、彼等の持てる怨念
的運動精神が單に一時的の出現に非ずして所謂他の同系の

政策による策應とすれば例根治する見込村ない、寧ろ之
を内に於て矯せんと努力するよりか、彼等のみの運動と
て孤立せしむるの如何に根本療治存るかを確信した、依
て同盟の立場を明かにすると同時に日本労働運動將來の
内部の整理を断行したのである。結局十二月十九日
其の後中央委員会は幾度か本問題の爲めに開催せられた
然して我々の要求せる除名承認を附議し、結局十二月十九
日次の如き判断をなした之を認め、除名は其まゝ承認し、右五
組合は本部直屬として認め、右六名より自発的に自決す
るの申出ありたるに依り之を認めると、

- (一) 五組合の関東同盟会よりの除名は其まゝ承認し、右五
- (二) 六名の申出ありたるに依り之を認めると、
- (三) 中央委員会は此問題に關し、聲明書を發すると